女性活躍推進法

〈行動計画〉

すべての女性社員がさまざまなキャリア目標にチャレンジできる環境を整え、更なる活躍領域の拡大を促進する。

1.計画期間

令和４年４月１日～令和９年３月 31 日までの５年間

2.内容

〔目標 1〕課長クラス以上に占める女性社員の比率を 30%以上とする

〔目標 2〕部室長相当職に占める女性社員の比率を 12%以上とする

〈取組内容〉

令和４年４月１日～

・管理職候補層の意識改革（意欲・能力向上に向けた育成プログラムの実施）

・登用における所属する組織ごとの現状把握や課題分析を行い、所属する組織と連携しながら、全社一丸となって女性社員の育成計画を実施

・女性が活躍できる環境の整備を目的に管理職を対象としたアンコンシャスバイアス研修の継続実施、管理職の働き方の見直しを実施

・部室長・支店長を対象とした女性経営プログラムの運営

〔目標 3〕男性が希望する育児休業期間の取得率 100%を目指す

〈取組内容〉

令和４年４月１日～

・子が生まれる予定の社員へ制度等の個別周知・育児休業取得意思確認の実施

・管理職研修の継続的な実施による上席者の意識改革

・男性の育児参画促進を目的に、家事・育児分担相談シートの提供

・希望する期間（目安１ヶ月以上）を取得しやすい環境の整備と社内啓発